

様式第十一号（第116条第1項関係）（平22農水経産令5・全改、平26農水経産令1・平27農水経産令2・平31農水経産令1・令2農水経産令6・一部改正）

年 月 日提出

基準日 年 月 日

商号又は名称

所在地

代表者の役職名・氏名

事業報告書

事業年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

1. 商品先物取引業者の概況

(1) 発行済株式等の総数

--

(2) 業務の種別

--

(3) 加入している委託者保護基金及び商品先物取引協会の名称並びに会員等となっている商品取引所の名称又は商号

--

(4) 株主総会等の決議事項の要旨

--

(5) 株主等の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割 合
計 人		

(6) 営業所等並びに役員及び使用人の総数

	営業所等数	役員		使用人	計
			うち非常勤		
総数		名	名	名	名
うち外務員		名	名	名	名

(7) 役員 の 状 況

役職名	氏名又は名称	兼 職 の 状 況		
		商号又は名称	役職名	代表権の有無

(8) 外務員の登録状況

(単位：人)

年 月 期	年 月 期	年 月 期

(9) 商品先物取引業の執行体制

--

2. 商品先物取引業の状況

(1) 商品先物取引業に係る当該事業年度の業務概要

--

(2) 取引の状況

①商品市場における取引の状況

(単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委 託	自 己	計

②外国商品市場取引の状況

(単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委託	自己	計

③店頭商品デリバティブ取引の状況

(単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	媒介等	自己	計

(3) 兼業業務の状況

兼業業務の種類	
兼業業務の状況	

3. 訴訟に関する事項

提訴年月日	原告又は被告の別	事件名 (事件番号)	判決日	概要

4. 経理の状況

(以下については、記載上の注意16. に基づき、記載上の注意17. の方法で作成すること。)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

④個別注記表

⑤監査役監査報告書（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会監査報告書、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会監査報告書）及び会計監査人監査報告書（会社法第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合に限る。）

⑥附属明細書

(記載上の注意)

1. 「基準日」は、当該事業年度の末日とする。事業報告書の内容は、この記載上の注意に特段の指示がない限り、基準日における状況を記載すること。
2. 「1. (1)発行済株式等の総数」については、金融商品取引所に上場している場合にあつては、当該金融商品取引所の名称又は商号を記載すること。なお、株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者（外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所又は事務所を有する者を除く。）においては、その資本金の額、及び出資の総額又は基金の総額を記載すること。
3. 「1. (2)業務の種類別」については、基準日において行っている法第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る業務の種類を記載すること。なお、当該事業年度において変更があつた場合には、その旨を注記すること。
4. 「1. (3)加入している委託者保護基金及び商品先物取引協会の名称並びに会員等となっている商品取引所の名称又は商号」については、商品取引所の会員資格及び取引参加者資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当該事業年度において変更があつた場合には、その旨を注記すること。
5. 「1. (4)株主総会等の決議事項の要旨」については、当該事業年度に係る定時株主総会（「株式会社以外の者」においては、定時株主総会に準ずる機関）及び臨時株主総会（「株式会社以外の者」においては、臨時株主総会に準ずる機関）の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
6. 「1. (5)株主等の状況」については、基準日において保有する議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この様式において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この記載上の注意7.において「株主等」という。）について記載すること。なお、「割合」の欄には、議決権の総数に対する保有する議決権の数の割合を、小数点以下第三位以下を切り捨て、小数点以下第二位まで記載すること。
7. 「1. (6)営業所等並びに役員及び使用人の総数」については、営業所等については、基準日における本店又は主たる事務所を含むすべての営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内におけるすべての営業所又は事務所）の数を記載すること。また、役員及び使用人の総数については、基準日における役員及び使用人（外国法人にあつては、国内におけるすべての営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）の数を記載すること。なお、当該事業年度において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があつた場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があつた場合には、その旨を注記すること。
8. 「1. (7)役員等の状況」については、基準日における役員（外国法人にあつ

ては、国内におけるすべての営業所又は事務所に駐在する役員)について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄に記載することを要しない。

9. 「1. (8)外務員の登録状況」については、直前三年の各事業年度の基準日における外務員の数を記載すること。
10. 「2. (1)商品先物取引業に係る当該事業年度の業務概要」については、当該事業年度における商品先物取引業の概況(商品先物取引業に係る収支の概要及び当該収支に影響を及ぼした重要事項を含む。)を記載すること。
11. 「2. (2)取引の状況」については、商品市場における取引の状況にあつては、商品取引所別及び上場商品構成物品又は上場商品指数の種類別に取引数量を掲載すること。なお、商品市場における取引の委託を受ける商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。
12. 「2. (2)取引の状況」については、外国商品市場取引の状況にあつては、外国商品市場開設者別及び上場商品構成物品又は上場商品指数に相当するものの種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、基準日における外国為替レートにより邦貨換算すること。また、外国商品市場取引の委託を受ける商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、外国商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。
13. 「2. (2)取引の状況」については、店頭商品デリバティブ取引の状況にあつては、店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数(商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。)の種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、基準日における外国為替レートにより邦貨換算すること。
14. 「2. (3)兼業業務の状況」については、兼業業務の種類ごとに、可能な限り収支の状況を記載すること。
15. 「3. 訴訟に関する事項」については、商品先物取引業に関する当該事業年度における裁判判決、係争中の案件その他の訴訟案件を記載すること。判決が下された案件(控訴又は上告により係争中の案件を除く。)については、当該判決の概要(損害賠償額(和解金を含む。)、相殺の割合及び違法と認定された場合にあつては、当該違法と認定された行為を含む。)を「概要」の欄に記載すること。係争中の案件については、その概要を「概要」の欄に簡潔に記載すること。

16. 「4. 経理の状況」については、期中における①から⑥までについての内容を記載すること（第百十六条第二項に基づき計算書類等及びその附属明細書を提出する場合を除く。）。金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人は、①から③まで及び⑥については、金融商品取引業者等に関する内閣府令第百七十二条第一項に規定される報告書に記載される内容を記載すること。⑤については、公認会計士又は監査法人の監査の有無を注記し、監査を受けている場合には、該当するすべての監査報告書（外部監査を受けていない会社にあつては内部監査のみ、外部監査を受けている会社にあつては内部監査と外部監査のそれぞれ）を添付するものとする。
17. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。